



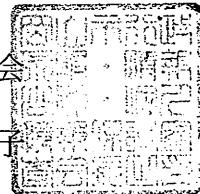
岡情審査第23号

令和5年7月19日

岡山市教育委員会様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長 福重さと



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年5月26日付け岡教企第79号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

「令和3年11月以降の [REDACTED] と教師や友達とのトラブルに関連した記
録の全て」に係る保有個人情報開示請求に対して、一部開示決定処分とした
決定に対する審査請求についての諮問。

別紙

答申第141号

第1 審査会の結論

岡山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和4年2月17日付け岡教指第1431-1号による一部開示決定は、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求及び諮詢の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和4年2月3日付で、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、「令和3年11月以降の〇〇と教師や友達とのトラブルに関連した記録の全て」に係る文書（以下「本件保有個人情報」という。）について、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は同年2月17日付で、本件保有個人情報を実施機関が作成した関係者の発言や実施機関の検討内容等を記録した文書及び関係者が実施機関に提出した文書（以下「本件文書」という。）と特定した上で、以下の(1)及び(2)に該当する部分を以下の理由により非開示とする一部開示決定処分（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。
 - (1) 第三者の氏名及び対応状況は第三者情報であるため、条例第11条第3項第3号に該当する。
 - (2) 教職員の所感、学校における検討内容は開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるこ

と、また、適正な事務事業の適正な執行に支障をおよぼすおそれがあることから、条例第11条第3項第4号に該当する。

3 請求人は、同年2月24日に本件一部開示決定処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関は、同年5月26日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第17条第1項の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張要旨

1 請求人の主張要旨

実施機関が、第2の2(2)に記載されている理由により、一部開示決定処分したことについて、教職員の「意思決定の中立性」が著しく欠如しているため、○○（以下「請求人の子」という。）が不当な差別を受けている。本件開示請求は「意思決定の中立性」が損なわれているのを正すためであり、中立性を損なうものではないことから、開示をしない理由には該当しない。

また、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1号イ（審査会注：請求人は令和4年2月24日付けで提出した審査請求書（以下「審査請求書」という。）に「第5条第3号イ」と記載している。）で規定されている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示しない情報から除かれている。請求人の子は教職員による不透明で中立性の全くない意思決定の結果により、体の不調をきたし、登校できない状態となっており、請求人の子の健康、生活を保護するためには、教職員の所感、学校における検討内容を検証する必要が

あり、当該公文書を開示する必要がある。

さらに、請求人が令和4年6月21日付けで提出した反論書（以下「反論書」という。）では、以下のとおり主張している。

- (1) 関係児童や教職員等の偽証により、既に請求人の子の利益が害されている。人間関係にも支障をきたした状態となっており、請求人の子を救済するために事実関係を確認し、関係児童の人間関係を修復するために開示が必要である。
- (2) 密室での担当教職員による不当な協議の結果、児童が差別的な対応をされ、その結果として児童が不登校になり、心身の不調をきたすという重大な問題が発生し、中立性を保つために記録の開示によって公正な判断がなされていたか検証する必要がある。
- (3) 情報開示の制度は公務員によるこのような不当な意思決定を防ぐためのものであり、「中立性を損なう」という言葉は乱用されるべきではない。「公開すること」と「中立性を損なうこと」は全く別の問題であり、本件においては逆に非公開が前提となる事によつて著しく中立性が損なわれた例となっているので、積極的に公開する必要がある。
- (4) 本件一部開示決定により一部開示された本件文書には、本来公開すべき情報を意図的に隠していると思われる箇所がある。一例として開示された記録の中に請求人の子に対する聞き取り内容の項目が一部だけ黒塗りになっている。請求人の子と教職員とのやり取りであり、請求人の子が見聞している事柄であるにも関わらず、ここだけが黒塗りとなっており、学校に都合の悪い内容を意図的に隠したのではないかと疑念が持たれる。その他にも複数箇所に同様の部分

がみられ、このような開示の仕方をみると、教育委員会が学校に付度して個人情報の保護を楯に、開示すべき情報も隠していると考えざるを得ない。

(5) 実施機関が令和4年4月5日付けで審査庁へ提出した弁明書（以下「弁明書」という。）に「教職員による検討過程や検討内容の記述は開示することにより保護される審査請求人の趣旨と保護される審査請求人以外の関係児童等の利益を比較衡量するにあたり、公開に該当しないと考える。」とあるが、公開に該当しないとする具体的な根拠がなんら示されていない。具体的に理由を説明できないのであれば開示を拒否するのは不当と考えられる。

2 実施機関の主張要旨

請求人は「今回の開示請求は『意思決定の中立性』が損なわれているのを正すためのものであり、中立性を損なうものではありません。開示をしない理由には該当しません」と述べているが、本件非開示部分には、担任教諭等が請求人以外の第三者である関係児童等から聞き取り、または関係児童等の言動や認識が具体的に記録されている。関係児童等に対する聞き取り調査は、その性質上、他の者に公にされることのないように十分配慮した上で行われるものであり、聞き取りを受けている関係児童等も他の者に公にされないことを前提として聞き取りに応じている。そのため、これを開示すると関係児童等の精神的な負担となることや地域で日常生活を送る関係児童等の人間関係に支障をきたすなど、関係児童等の利益を害するおそれがある秘匿性の高い情報である。さらに、事案対応のための検討は協議を積み重ねる中で鮮明化していくものであり、本件を開示することは、自由かつ率直な意見交換ができなくなることや中立性を損なうおそれがあ

るため、学校における生徒指導の適正な執行に支障が生じると判断して、非開示とした。

次に、請求人は教職員による不透明で中立性の全くない意思決定の結果、体の不調をきたし、登校できない状態となっており、請求人の子の健康生活を保護するためには、教職員の所感、学校における検討内容を検証する必要があり、当該公文書を開示する必要があると述べ、情報公開条例第5条第1号イ（審査請求書には「第5条第3号イ」と記載している。）に該当するとの見解であるが、教職員による検討過程や検討内容の記述は開示することにより保護される請求人の利益と保護される請求人以外の関係児童等の利益を比較衡量するにあたり、公開に該当しないと考える。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件一部開示決定の非開示部分について

請求人は、反論書で第3の1のとおり主張している。当審査会が本件文書を確認したところ、非開示部分には、関係児童等の氏名、関係児童等からの聞き取り内容や行動とそれに対する教師の対応、請求人の子と他の児童等との間に生じたトラブルに関する教職員の所感及び学校における検討内容が記載されていた。そのため、実施機関が第三者の氏名及び対応状況（以下「第三者情報」という。）並びに教職員の所感及び実施機関における検討内容の部分（以下「検討内容等」という。）を非開示とした本件一部開示決定が妥当であったかが争点となる。

(1) 第三者情報について

実施機関は第三者情報について、条例第11条第3項第3号に該当するとして非開示としており、第三者情報が条例第11条第3項第3号に該当するか否かが問題となる。

条例第11条第3項は、以下のとおり規定している。

3 実施機関は、前2項の請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができないもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの
- (3) 開示請求をした者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている保有個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
- (4) 岡山市情報公開条例第5条第3号及び第4号に規定するものの他公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて開示しないことが必要と認めたもの

条例第11条第3項第3号は「開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と規定していることから、第三者情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるかみる。

関係児童等に対する聞き取り調査は、その性質上、他の者に公にされることのないように十分配慮した上で行われるものであり、聞き取りを受けている関係児童等も他の者に公にされないことを前提として聞き取りに応じている。このような第三者情報は、秘匿性の高い情報であるといえる。これを開示すると、関係児童等の精神的な負担となり、地域で日常生活を送る関係児童等の人間関係に支障をきたすおそれがあると認められる。したがって、第三者情報を開示することにより、第三者の権利利益を害するおそれがあるといえる。

請求人は、第3の1(1)に記載しているとおり、請求人の子を救済するため事実関係を確認し、関係児童の人間関係を修復するためには開示することが必要であると主張している。

条例第11条第3項の柱書は「次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の開示をしないことができる。」と規定している。文言上は、第三者情報であっても開示をする余地があるかのように読めるものの、第3号の情報については、個人の権利利益が問題になっていることからすると、原則として開示することはできないと解すべきである。例外として実施機関が裁量により開示することができる場合があるとしても、それは開示することによって本人の利益が守られる可能性が高いといえる場合でなければならないというべきである。

そこで、本件がこのような例外的な場合にあたるかどうかを検討すると、一般的にみて、第三者情報を開示することが本人の人間関係を回復するとはただちにはいえない。かえって、本人と第三者の間に不安が生じ、相互の関係が悪化するおそれもある。本件において、この

点に関して異なる判断を要求するような特別の事情があるとは言い難い。このように考えれば、開示することによって本人の利益が守られる可能性が高いとはいえない。

以上のように、実施機関が、関係児童等の権利利益を侵害するおそれがあるとして、第三者情報を非開示とした処分が不合理であるとはいえない。

(2) 検討内容等について

実施機関は検討内容等について、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、及び事務事業の適正な執行に支障をおよぼすおそれがあることから、条例第11条第3項第4号に該当するとの理由により非開示としており、検討内容等が条例第11条第3項第4号に該当するか否かが問題となる。

条例第11条第3項第4号は第4の1(1)のとおり、情報公開条例第5条第3号及び第4号を参照しており、情報公開条例第5条第3号及び第4号は以下のように規定している。

(3) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは

地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

まず、実施機関が情報公開条例第5条第3号を適用して、非開示としたことについてみる。

情報公開条例第5条第3号は、審議、検討、協議に関する情報について、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合に、非開示とすることができます規定であり、まずは検討内容等がこのような情報に当たるかをみる。

実施機関は弁明書において「事案対応のための検討は協議を積み重ねる中で鮮明化していくものであり、本件を開示することは、自由かつ率直な意見交換ができなくなることや中立性を損なうおそれがあるため（中略）非開示とした。」としていることから、特に、情報公開条例第5条第3号に規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に該当するかが問題となる。

教職員の所感の記載内容は、教職員がトラブルの解決に向けて、児童の発言から請求人の子と他の児童等の考え方や感情を理解するために、記録されているものと考えられ、教職員の所感は請求人の子や他の児童等の考え方や感情を断定するものではなく、その考え方や感情を理解するために、その時々の率直な所感を記載しているようにみられる。また、学校における検討内容は、第三者情報や教職員の所感等を基にして、教職員間の情報共有やトラブル解決に向けての対応についてのその時々の検討内容を記載しているようにみられる。

教職員の児童の指導に関する業務は、その内容も機微にわたるものが多いと考えられるところ、仮に検討過程における検討内容等が開示されることになれば、教職員において、今後の検討事案に関し、検討内容が開示された場合の影響などを憂慮するあまり、率直な意見やその時々の検討内容を記載することを差し控えることとなり、自由闊達な意見交換、円滑な情報共有がされず、意思決定の中立性が不当に損

なわれるおそれがあることは否定できない。よって、実施機関が、検討内容等を開示すると「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると判断したとしても、不合理であるとはいえないというべきである。

次に、実施機関が情報公開条例第5条第4号を適用して、非開示としたことについてみる。

情報公開条例第5条第4号は、本市の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることができる規定である。実施機関は弁明書において「学校における生徒指導の適正な執行に支障が生じると判断して、非開示とした。」としていることから、本件では、検討内容等が「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかが問題となる。

上述したように、検討内容等を開示すると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。このような事態が生じることは、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。したがって、検討内容等が「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるとした判断に不合理なところはない。

請求人は、教職員の「意思決定の中立性」が著しく欠如していること、請求人の子が不当な差別を受けていることなどを開示すべき理由として主張している。情報公開条例第5条第3号及び第4号に該当する場合であっても、開示を必要とするような事情があれば、実施機関の裁量的判断として開示をすることもできると考えられるところで

ある。しかし、開示することにより事務又は事業の適正な遂行に支障があることからすると、そのような事情があることが具体的に明らかになっていることが必要である。本件において、教職員が中立性を失っていることなどを示す具体的な主張・立証は行われていない。本件文書によって、請求人と教職員とのやりとりをみるかぎり、教職員は請求人の要望に応じてできる限りの説明をしており、その意見を考慮し検討しているように解される。また、請求人の子の考え方を聞き、様子を見守るなどしており、請求人の子を一方的に悪者にするような立場をとっているような事情もうかがわれない。そうすると、実施機関が、請求人の主張する事情を考慮することなく非開示としたとしても、その判断は不合理であるとまではいえないというべきである。

また、請求人は、審査請求書において「岡山市情報公開条例第5条第3号イには開示しない情報として『人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く』とあります。」とし、これを根拠に開示する必要があると主張しているが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除くとしている規定は、情報公開条例第5条第3号イでなく、情報公開条例第5条第1号イであり、本件で問題となっている条例第11条第3項第4号とは無関係である。

2 請求人のその他の主張について

請求人は、反論書において第3の1(4)のとおり主張しているが、本審査会において該当の箇所を確認したところ、教職員の所感が記載されており、請求人の子が見聞している事柄は記載されていなかった。

さらに、請求人は、反論書において第3の1(5)のとおり主張しているが、実施機関は、第2の2(2)に記載していることを理由に、条例第11条第3項第4号に該当するとして、本件一部開示決定したことの弁明を記載しているものと考えられ、理由がないとはいえない。

3 よって、条例第11条第3項第3号及び第4号に該当するとして、一部を非開示とした実施機関の本件処分は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理 経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理 内 容
令和 4年 5月 26日	諮詢書の收受
令和 5年 2月 9日	審議
令和 5年 3月 28日	審議
令和 5年 5月 23日	審議
令和 5年 6月 30日	審議
令和 5年 7月 19日	答申